徳地町報

発行所　徳地町役場
発行者　徳地町
編集者　河村積
印刷所　今治印刷所

火の用心

議会便り

二億五千144万余円
三十七年度決算を認定

昭和三十九年臨時第一回町議会が一月二十八日召集せられ、会期一日で、全議員及び町長、収入役、各参与出席のうえ、開催せられました。

当日の主な議案は

一 昭和三十七年度山口県佐波郡徳地町歳入歳出決算及び同年度特別会計国民健康保険歳入歳出決算の認定について

すなわち、昭和三十七年度の決算について認定を求められたものですが、議会においては、監査委員の決算審査報告を受けた後、慎重に審議の結果、異議なく決算の認定がなされました。

（決算の内容については、別項の説明とグラフをごらん下さい）

二 予算外義務負担について

これは、最近の慣題となっている町内五個の単位農協を合併して全町一本の農業協同組合を新設しようということで、町においてはこの合併をスムースに進めるため、新組合の育成助長のために予算外の義務負担として、六百四十万円の外部援助金を出そうという議案が提案されたものです。

審議の結果は、外部援助の金額については大体了承するという条件を付けたうえ、議決の時期についてはなお研究の余地があるという結論に達したので、この議案は一応、総務委員会に付託され、継続審議と決定されました。

次いで、議長宛に出された陳情書について

1 町有林立木払下げの陳情
大字引谷、川口下部落山本良一外五名提出

2 在外私有財産の補償促進についての陳情
徳地町厚生会長、清水弟治提出

3 陳情
佐波郡中学校PTA連合会長佐波郡中学校育友会長提出が朗読せられ、2の在外私有財産の補償促進については、別に決議案が提出せられ、決議が可決されました。

陳情1、3については、担当の常任委員会に付託せられました。

次いで

◎防石鉄道廃去反対についての決議案について、町長より説明があり、全員一致で、決議が採択せられ、午后四時五分散会しました

昭和三十七年度 決算のあらまし

町の財政といいますと家庭でいえば家計というのと同様の意味です、家庭で家計のことをよく知ることが大切なように、町財政のあらましについては、ぜひ皆さんにも知っていただくことが必要だと考えられます。

そこで、昭和三十七年度の決算について、そのあらましを説明することにしましょう。

グラフを参照してごらん下さい

歳入決算

三十七年度の歳入予算は、二億六千二百三十万円で、実際の歳入額は、二億五千696万余円でした。

その主なものは、地方交付税で六、九四〇万余円の第一位、ついで町税四、三二一万余円の第二位第三位は国庫支出金の四、二四三万円、町債は三、六二〇万円で第四位、公営企業及び財産収入で三、二、六〇四万余円、雑収入で二、六〇一万余円、前年度よりの繰越金二、九九九万余円、分担金二、八九万余円、使用料及び手数料の収入が一四二万円、寄附金収入が一一八万円余であります。

土木費は、四、二九三万余円で町税四、三二一万余円の第二位第三位は国庫支出金の四、二四三万円、橋梁新設改良費では三五一万円、橋梁新設改良費では一九七万円、その他、藤木辺地整備費で三六九万円の支出をしていますが、藤木部落には現在、定期バスが運行しています。

災害土木費では、二、八〇六万余円で、35年36年の災害土木公共事業や単独災害復旧、県の直営工事の負担金などが支出されています。

教育費の総額は、三、七三八万余円ですが、そのうち教育委員会費二二三万円、小学校費が九一四万円、中学校費は、五九五万円で小、中学校費はいずれも需用費負担金補助などとなっています。

社会教育費では、二〇〇万円でこの中に公民館費一二六万円、図書館費九一二万円などがあります。

営繕費一、六四二万余円の中には、扇地公民館建設費七四〇万円三谷小学校建築費六四二万円などがその主な支出内容です。

社会及び労働施設費一、〇四一万余円の主な内訳は、児童福祉関係の七四九万円、社会福祉費、生活保護、地方改善施設などの支出となっています。

保健衛生費では、三四七万余円で、そのうち火葬場建設費二一三万円やその他、伝染病予防費などとなっています。

産業経済費は、三、一三九万円で、内訳は、農業委員会費二〇七万余円ですが、そのうち教育委員会費二二三万円、小学校費が九一四万円と特別会計国民健康保険への繰出金二五〇万円、雑支出金三六一万円ですが、国庫補助金を返金したもの、負担金や補助金として出した金やNHK夏期移動相談の経費と、国体記念事業などに使われております。

繰上充用金一、七〇一万円は昭和三十七年度予算から、三十六年度の予算運営上、繰上充用された金額です。

財産費は、二、一九九万円のうち、基本財産造成費で一、一八二万円ですが、この内容は、造林費が九一一万円、負担金、出資金などが二七一万余円、財産管理費で一、〇七万円などとなっております。

公債費は、元利償還金として二、四三〇万円を返済しています諸支出金では、二、七一六万円で、これは主に需用費と負担金、補助金となっています。

諸支出金では、二、七一六万円で、これは微税費の一七四万円と給付せられた二、〇五三万余円で次いで役場費一七七万円は需用費人件費となっています。

保険施設費は六六万円、諸支出金三九万円などがその内容です。

国民健康保険（特別会計）
決算のあらまし

歳入　特別会計、国民健康保険の事業勘定歳入決算額は二、四九九万余円で、その内訳は国庫支出金一、四〇八万円、保険税八七〇万余円と一般会計からの繰入金五〇万円などが主なものとなっています。

歳出　歳出決算額は二、四九九万余円ですが、歳出で一番大きいのは、保険給付費として一、〇、七万円などとなっております。

事業勘定

直診勘定

歳入　歳入決算額七七五万円で、その主な内容は、診療報酬として入った金が、四〇九万円、一般会計の繰入金二〇〇万円、一部負担金一四五万円（被保者が負担したもの）などでした

歳出　歳出決算は七五六万余円でしたが、これは全額が保険施設費に使われています。

この内訳は、職員給などの人件費および物件費などの需用費として使用せられています。

昭和37年度決算のグラフ

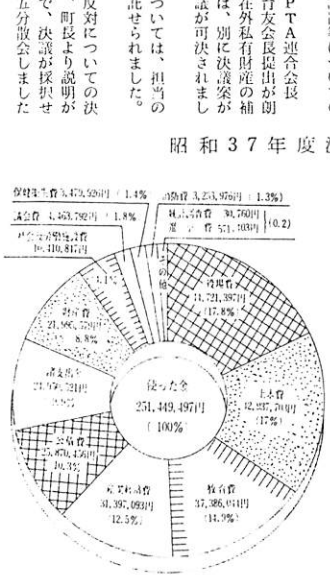

性質別にみた歳出の内容

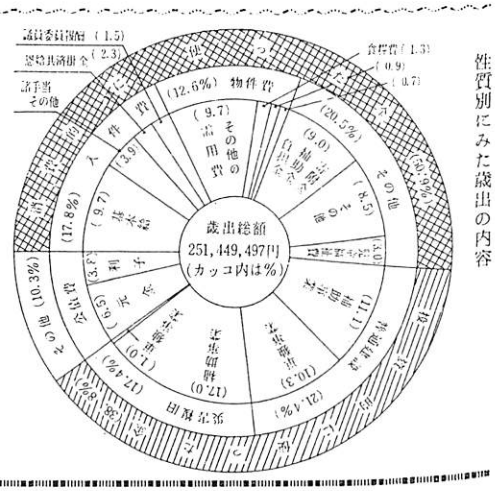

事業勘定の決算グラフ

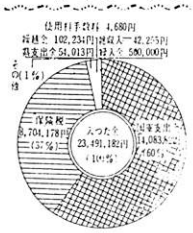

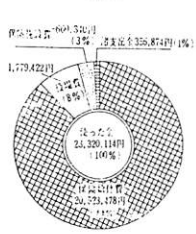

2月29日～3月6日まで
春の火災予防運動
春さきに多い山火事への注意

今春も恒例の全国春の火災予防運動が行われます。最近では全国的に「小さな防火運動」が展開せられ、全国民がこぞって火災予防に立上っていますけれども、毎日どこかで何件かの火災が発生しております。

これらの火災のほとんどが、人の不注意による失火であることはご承知のとおりです。

昔から「火のある所に人あり」と申しますが、これから三～四月にかけては、山火事の多い季節となります。

山火事の原因も「たき火、たばこの火」の不始末が多いようです

当町は山の面積の八割が山林という特殊な町で、一度山火事が発生しますと、大変なことになりかねません。

また山火事には、消防ポンプなどはとんど役立ちませんので、充分注意して頂きたいものです。

一般的な注意を申しあげますと

1 火入許可は必らず受けること
遠林地の地ごしらえなどで、森林山野に火入をしようとするときは「火入許可申請書」を出し町長の許可を受けてください

その場合は、周囲の防火線は十分に切り開き、山の頂上の方から火をつけ、逐次ふもとに向けて焼下げるようにしてください

また風のある日はさけて、雨あがりの朝などを選んで火入れするようにしたいものです。

2 炭焼かま、すぼい焼きの場所は、周囲一〇メートルぐらいは土肌がでるまで、清掃しておく必要があります。

また、すぼいは山から家に持ち帰ってから、すぐ家の中に入れるのは最も危険ですから、庭先など危険のない所に一～二日おいてから家に入れましょう。

3 家の内外を問わず、たばこの吸がらには、細心の注意をすることが大切です。

4 春さきには、屋外でのたき火は絶対につつしみましょう。

やむを得ない場合には、後始末を完全にし、消火を確認してから立ち去りましょう。

造林用苗木の一〇〇パーセント活着法

林地に植えつけた苗木を活着させるためには、苗木の品質、形質を吟味して、優良な健苗を選別することが最も大切です。

苗木の良否を吟味する要点は根きわの直径の太さ、根張りの良否、下枝の多少、病虫害の有無、秩芽徒長の大小などです。

苗木の根は、太陽の光線や風にさらすと枯れるので、細心の注意を払って取り扱いを厳格にしなければなりません。

林地で苗木を持ち運ぶ場合に苗木袋を使用するものこのためです。

植えつけた苗木が活着するためには、根の活動が速やかに行えるようにしなければなりませんがそのためには、植えつける時期、植え穴の堀り方、植えつけ方に注意すればよいのです。

植えつけの時期は、春、秋で従来どおりでよいのですが、林地があまり乾燥しているときは、雨降りを待って植えつけを行うことです。問題は植え穴の堀り方ですが従来の堀り方は、苗木の根張りにくらべて狭くて浅く、その上、穴の中の土の耕やしが不充分のようですから、穴は広くて深く堀り穴の中の土をよく砕やして、植えつけた根がたやすく活動できるような植え穴を作ることが大切です。

植えつけ方は、苗木の根を四方にひろげて、根と細土が密着するように細土を充分入れて、苗木を心もち引き上げつつ踏みしめ、さらに荒土を入れて、植穴に水がたまらないように、地面より高目に仕上げ、苗木の根元を落葉などでおおい乾燥を防ぎます。

こうすれば、優良な健苗でさえあれば、百パーセント活着するものです。

一般に一―二割の枯損は普通のことにされていますが、その原因は、苗木の選択が不充分で、その上、植え穴の堀り方、植えつけ方がまずいからです。

終りに大人、一人、一日の植えつけ本数ですが、従来の慣行本数では、粗雑な植えつけとなるのではないでしょうか？

百パーセント活着を達成するための適当な本数は、一概にきめることは至難なことですが、スギの仕上げ、苗木の根元を落葉などでおおい乾燥を防ぎます。

こうすれば、優良な健苗でさえあれば、百パーセント活着するものです。

造林用苗木を選ぶには

これからまだ三月末ごろまでは造林によい時期です。

あなたの山の伐り跡や、利用度の低い土地には、積極的にスギ、ヒノキ、マツなどの人工造林をしましょう。

造林には、苗木の植づきや、その後の手入れも大切ですが、まずは植えた苗木を早く根付かせ、すくすくと成育させることです。

このためには、よい苗木を使うことがぜひ必要です。

よい苗木とは、次のようなものです。

1 素質のよい苗木…優良な遺伝質をもつた素性の明らかなもの

2 形態のよい苗木…枝、葉を四方にのばし、根元直径が太く苗木の粗織が充実したもの

3 根づきのよい苗木…根がよく張り、細根の発達したもの

4 健康な苗木…病気や傷がなくがっちりした硬いもの

造林用の苗木を購入したい方は植えようとする土地に適した樹種をきめ、スギ、ヒノキは、一ヘクタール当り三、六〇〇本、マツは四、四〇〇本植えとして、造林地の広さにより、所要本数を見積り森林組合に「苗木購入依頼書」を出してください。

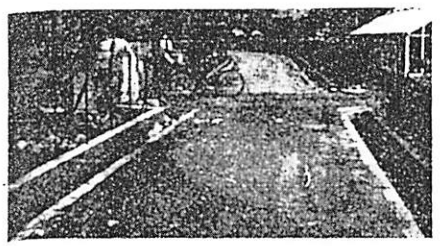

写真は完成した水路と農道

農道水路が完成―佐波高

佐波高校は、三十九年度で創立二十週年を迎えます。

これまで、学校敷地のまん中を貫通していた農道と水路が、町のご努力で外廻りに新設せられ、学校や地域の人々から喜ばれております。

学校でもこの機会に、新しい正門や垣などが設計せられ、目下工事が進められています。

定員増加と相まつて、新学年からは、面目を更に一新して、徳地町の最高学府として、ご期待にそうようがんばりたいと思います。

学園だより

入学定員 二三〇名に増加

昭和三十九年度の県下各高校の入学定員が、このほど発表されましたが、それによると佐波高校の入学定員は

普通科、一八〇名（四学級）
家政科、五〇名（一学級）

合計二三〇名となり現在に比べて一七名の増加となりました。

今年は、町内中学校の卒業生が特に多いので、かねてから地域の方々から定員増加が望まれておりその実現をみたことは、たいへん喜ばしい限りです。

働きながら学ぶ人のために

中学校を卒業したが、経済的や住居地などの関係で、進学をあきらめなければならない人、また定時制高校にはまだまだ多くの人があることでしょう。

そういう青少年に、どのような学習の道があるかをご紹介しましょう。

まず、学校教育関係では次の三つがあります。

高等学校通信教育

いうまでもなく、毎日学校に通学せずに通信教育だけで、高校を卒業する方法です。

学校にレポートを提出して、添削指導をうけ、年に二十日間ほど出生の面接指導を受けるものです。

また、一定基準のラジオ、テレビで学習した場合、面接指導の時間を減らすこともできます。

このようにラジオ、テレビの発達につれ指導方法や内容が順次充実してきています。

NHKでも日本放送協会学園を設立して、この通信教育を実施しています。

大学入学資格検定制度

また高校に進学しなかつた者でも大学入学の資格、つまり高校卒業者と同等の資格を与える制度があります。これは大学入学資格検定といつて、定時制または高校通信教育に在学している生徒にも受検の資格が与えられています。

この検定に合格した者のうち毎年有名大学の入試に合格する者も少くありません。

向学心に燃える志願者は、願書の提出がおくれたり、手続きの誤りなどないよう、くわしいことは県教育委員会に問合せすればよいのです。

各種学校

これは、社会の需要に応じて学校教育に関する教育を行うものですが、修業年限は一年以上、年に六八〇時間以上などの一定の基準に合つたものが、都道府県で認可せられます。

その種類は、洋、和裁、美容簿記、速記、音楽など多くのものがあります。次に

社会教育関係のものとしては社会通信教育、青年学級、勤労青年学校などがあります。

このうち、通信教育としては文部大臣の認定を受けた洋裁、簿記、孔版、農業、建築、ラジオ、テレビ、洋裁、調理などの種類があります。また

青年学級は、全国市町村のうち八〇％が開設しており、当町でも徳野地区同内神楽宮は、十余名の学級員で毎月一、二回の自主学習を開いています。

勤労青年学校は、昨年から全国で二〇校が、実験的に開校されています。

解説

毎月 高校 千円 大学三千円 まで 進学と奨学金制度

高校、大学への進学問題が盛学きましたが、進学を希望される方の中には、学力はともかくとして学費のことで心配のある方もあることと思います。

そこで、高等学校、大学にある奨学金制度のあらましを、お知らせすることにしましょう。

日本育英会の奨学金

財団法人日本育英会では、日本育英会法に基ずいて、優秀な学徒で経済的な理由で修学困難な人へ学費を貸し、教育の機会均等をはかり、社会の健全な発達に貢献することを目的に奨学金制度を設けています。

奨学生になる資格

1 日本国民で高校、大学および大学院に在学する人

2 人物、学業共にすぐれ、身体が強健で、学費の支弁が困難と認められる人

奨学生の種類と貸与月額

1 高校奨学生は月額千円まで

2 大学奨学生（短大を含む）は月額三千円三千円までです。

奨学生の義務

奨学生には、学費として無利子で貸付けられるものですから、かならず、後で返金しなくてはならない義務があります。

返金された金は、次の奨学生に対する奨学金になるわけです。

貸与が終つて六カ月を経たのち二十年以内の年賦で返還することになつています。

この返金義務のほかは、就職や進学などについて、何等の制限もありません。

手続きは

在学中の学校に申しでて手続きをします。なお募集は学校を通じて行われますので、学校でよくたずねて期日におくれないようにしてください。

山口県の行っている奨学金

向学心に富み、有為の青年でつ本県の学生々徒で、経済的の理由で進学が困難な人に、学資の貸与その他必要な業務を行って、将来社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。

山口県奨学金の奨学生の資格

1 高校、大学に在学する人で山口県内に本籍か住所を持つ人

2 品行方正で身体強健、そして向学心に富み有能な素質を持つ人で、経済的な理由で修学が困難と認められる人

奨学生の種類と奨学金の月額

1 高校奨学生…月額七〇〇円

2 大学奨学生…月額千八百円

手続きその他くわしいことは学校にお尋ねください。

母子福祉資金の修学資金もある

このほか、母子家庭の方を対象に母子福祉資金で行っている修学金の制度があります。

この修学金は月額、高校で千円以内、大学は月額二千―三千円以内です。

ここは、市は福祉事務所、町村では、役場で取り扱つておりますので、ご遠慮なくご相談ください。

戦没者等の妻への特別給付金

遅れても ご心配なく

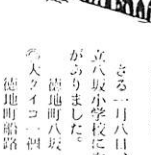

戦没者等の妻を「援護」する立場から、昨年三月三十一日「特別給付金」が支給されることになりこの請求事務が昨年八月一日からはじまれました。

その後、皆さんの中には、請求はしたけれども、まだ交付通知等がこないということで、不安に思っておられる方もあるかと思いますので、おしらせいたします。

皆さん方から出されました請求書類は全部県に出されておりますので完備せられた書類は、県においてまもなく、受付順に裁定していますから、順次お手許に通知され、送付されることになっております。

もし多少遅れても、しばらくお待らくださるようお願いします。

なお、支給交付金額は、裁定の期日には関係なく、さかのぼって当人に交付されますから、あらかじめご承知おきください。

身体障害者の手帳を取りかえます

昭和二十九年九月一日より前に交付せられた「身体障害者手帳」は、本年三月三十一日までを期限として、それまでに徳地町役場か各支所で更新しないと無効となりますので、該当者は早目に手続きをしてください。

養鶏練習生の募集

山口県種鶏場（防府市牟礼）では、県内に居住する者で、現住地の市町村長、農協農協長、出身学校長の推せんした者の中から、山口県種鶏場長が適当と認める者を選衡して採用するため、いま練習生の募集をしています。

願書の〆切りは、三月十五日ですので、希望者は直接、山口県種鶏場か町役場経済課にご照会ください。

寄附のお礼

去る一月八日、次の方々より町立八坂小学校に次の物品のご寄附がありました。

徳地町八坂　中沢竜之氏
人タイコ一個（一万円）
徳地町船路　柳井勇夫氏
音楽用ステレオ一台（五万円）
徳地町八坂　有近照隆氏
中タイコ一個
小タイコ二個
電動式オルガン一個
（合計四万一千三百円）

厚くお礼申しあげますとともに、ご寄附のご趣旨に基ずいて、充分の教育効果を挙げるよう努力いたします。（八坂小学校長）

町税未納の方は

早期納入か懇談を

町税の滞納整理も大半が終つていよいよ仕上げの段階となりましたので、最後の呼びかけと懇談をした上で、未納者については、強制執行を実施しています。

また、未納分のある方は、早く納められるか、懇談されるかして差押えを受けることの無いようにお願いいたします。

耕耘機の税金が変ります

この四月からは、トレーラーを引く耕耘機に限り課税（千円）せられ、トレーラーの無いものは消却資産として課税せられることになります。

税額は、価格によつて異りますが、年々減少されます。

例えば、三十万円のもので、初め一年に税額が約三、三〇〇円第二年度は約二、一〇〇円となり第三年からは、かかりません。

二十万円のもので、初年度の税額が約二、三〇〇円で、第二年からはかかりません。

なお、今までに課税され、滞納しているものも少しありますが、これはどこまでも滞納ですから今後の差押えの対象になりますので早くお納めいただくよう願います。